

① 開店時間帯における時間帯表記について（対象機関：薬局）

- 薬局の「開店時間」における時間帯表記について、**実際の開店時間が午前／午後／夜間／深夜かに関わらず「時間帯1」より左詰めで入力**ください。営業日にも関わらず**時間帯1に入力がない場合、エラー**となります。
- **公表の際には午前／午後／夜間／深夜が表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.1.基本情報（薬局）】

入力用画面

1.1.基本情報（薬局）

曜日	時間帯1（午前）	時間帯2（午後）	時間帯3（夜間）	時間帯4（深夜）
月	0900 ~ 2000			
火	0900 ~ 2000			
水	1300 ~ 2000			
木	0900 ~ 2000			

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間／深夜）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、薬局の開店時間の「時間帯1」～「時間帯4」における内容は**「開店時間帯1」～「開店時間帯4」欄に、それぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 薬局の営業日及び開店時間】

公表用画面

営業日及び開店時間

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
営業日	月	火	水	木	金	-	-	-
開店時間帯1	09:00-20:00	09:00-20:00	13:00-20:00	09:00-20:00	09:00-20:00			
開店時間帯2								
開店時間帯3	-	-	-	-	-	-	-	-
開店時間帯4								
基本開店時間帯	09:00-20:00	-	-	-				